

1 日時及び場所

令和3年1月13日 午後15時00分から16時10分 本庁4階 大委員会室

2 出席者

本部長：市長 副本部長：副市長、教育長
本部長：総務部長、企画財政部長、福祉部長、健康子ども部長、市民環境経済部長、会計管理者、教育部長 議会事務局長、
欠席：都市建設部長 白井消防署長
関係課長等：総務課長、秘書課長、財政課長、企画課長、公共施設マネジメント課長、高齢者福祉課長、保育課長、生涯学習課長、文化センター長、危機管理課職員、総務課職員
（事務局） 健康課長、健康課職員

3 議事概要

市内及び近隣の感染状況について(本部長より)

感染者160人、1万人当たり25.32人で印旛管内では最も高い状況であるが、市内のクラスターの感染者、60人を除けば他市とほぼ同じ状況。

今後もクラスター対策が大切である。

（1）緊急事態宣言を踏まえた職員の勤務体制について(総務課より)

今回の緊急事態宣言の考え方は、感染リスクの高い場面に絞り、効果的・重点的な対策を徹底するものである。国の通知や過去の実績から、以下の勤務体制を提案。

●勤務時間

1. 時間外勤務

不要不急の外出、特に20時以降の外出は控えることが要請されていることから、時間外勤務はやむを得ない場合を除き20時までとする。

2. 時差出勤

通勤手段に公共交通機関を利用する職員は勤務時間の変更を可能とする。

①7:30~16:15 ②8:30~17:15 ③9:30~18:15

●間仕切り設置及び分散勤務による対応

- ・ビニールシート設置にて対面者との間仕切りを行う。
- ・座席に余裕がある場合は千鳥状に配置するなど感染対策を行う。

●分散勤務

密集密接な職場環境緩和のため、各課の状況により分散勤務を実施。（保健福祉センター3階会議室12名と本庁会議室301号9名の部屋を用意）

場所が少ないため、妊婦や呼吸器系に基礎疾患を持つ職員等を優先的に分散させるよう配慮する。

4. 在宅勤務

国では出勤者の7割減を求めていることから、可能な課についてはお願いしたい。前回の内容(令和2年4月17日付事務連絡「緊急事態宣言」を踏まえた職員の在宅勤務の実態について(通知)を踏まえ、実施をお願いしたい。

近隣市について

- ・時差出勤については、ほとんどが実施している。
- ・在宅勤務については、前回実施をしているが今回はまだという所がほとんどである。

- ・分散勤務は事業の休止や縮小等を行っていないことから、実施をしていない所、検討中の所等があり、利用している市はなかった。

上記についての質問・決定事項

●外出自粛について

時間外勤務については、皆やむを得ず行っているのだから、「やむを得ない場合」を例示した方がよいのではないか。

→例示をする

●時差出勤について

- ・公共交通機関を利用している職員に限らずに、全職員を対象とすることで、職員間の接触時間を短縮することができるのではないか？

→全職員対象とする。

- ・選択時間の拡大について、上記①②③以外にも④10：30～19：15という時間も設けてはどうだろうか。

→光熱費がかさむことや、勤務時間帯の種類を増やすと所属長の管理が大変になるという問題が生じる。このようなことを踏まえて①～③パターンで行うこととし、今後の状況をみて④も検討する。

- ・時差出勤への対応は所属長の判断でよいか。

→所属長の判断で対応していただく。

●時差出勤・分散業務・在宅勤務について

- ・いろいろな対策があるが、最終的に何を目指しているのか目標値を示した方がよいのではないか。

- ・人の接触7割を目指すというが、現実問題としては難しい。総務省の通知を確認すると、7割という数値は出ていないこともあり、職員間の接触機会を減らすことを目標としてはいかがだろうか。

- ・各部の部長が各課の事業を踏まえて管理するということにしてはどうか。

→承認

●実施開始時期

- ・分散勤務については、本庁会議室（301）は今週中に対応可能。保健福祉センターについても準備し、今週中に対応可能と考えている。

- ・以上の対応は、議会についても検討し、必要性があれば予算要求も検討。

- ・間仕切り設置シートについては、インターネットで購入し、準備ができ次第設置。

(2) その他

●保育課より

保護者宛での「緊急事態宣言の発令に係わる保育園等の対応及び保育所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための留意事項について」の【臨時休園の対応】部分について、1月8日の対策本部会議での指摘を踏まえて、別添のとおり整理し、表現もわかりやすく修正した。

- ・なぜ14日程度としたのか。14日間の根拠はあるのか。

→ウイルスの潜伏期間等を踏まえて臨時休園の日にちを14日程度としている。

近隣市も14日、その他、保健所の判断としている。

●健康課より

- ・市内の高齢者・障害者施設に従事する職員を対象（市外在住者含む）とし、希望によりPCR検査を実施する制度を設ける。

- 今年度末まで、一人1回。
- 現在65歳以上のPCR検査を行っている医療機関で実施する。
- 施設を経由して申請をしていただく。
- 予算について、65歳以上は国補助及び交付金の対象となるが、従事する職員については一般財源で対応する。
- 65歳以上のPCR検査対象者に、高齢者施設に新規入所の市外在住者も追加する。
(国の補助金及び交付金の対象になる)
- クラスターが起こった施設に行った応援職員が自分の施設に戻る時に心配という話もあるので、対応してもらいたい。
- 訪問系サービスの施設についても今後の状況を見て対応を考えるが、まずは入所サービスからとする。

●防災無線について（本部長より）

- 毎日同じ内容で聞き飽きた、もっと役立つ内容を流してほしいなど市民から意見をいただいている。子供に放送してもらってはどうか。子どもの声だと、より市民に聞いてもらえるのではないか。内容は健康課と一緒に考えるように。
→検討します。